

令和8年度総会兼第17回定例会報告

令和8年6月18日（木）に「令和8年度総会兼第17回定例会」を岩淵小学校体育館で開催し、14名の方にご参加いただきました。

【協議内容】

（1）かわまちづくり計画の進捗報告（まちづくり推進課による説明）

- ・かわまちづくり計画概要、推進体制、中間報告
- ・かわまちラボ活動報告
- ・今後のスケジュール

（2）第3回『いわぶちまち防災オープンDAY』協賛金決算結果報告

（3）令和8年度 岩淵町まちづくり協議会 役員改選等（承認）

- ・令和7年度 岩淵町まちづくり協議会 役員解散
- ・令和8年度 岩淵町まちづくり協議会 会長就任、新規役員名簿提示
- ・岩淵町まちづくり協議会会長より、令和8年度 新規役員名簿案を提案
- ・協賛金制度の廃止により、会計職および会計監査職を廃止

（4）第4回『いわぶちまち防災オープンDAY』日程決定

令和8年11月14日（土） 岩淵小学校で実施される『岩小まつり』に出展

（5）不燃化特区の延伸及び拡充について

- ・不燃化特区の期間延伸：令和12年度まで
 - ・助成制度の拡充：高齢者世帯への建替え加算、無接道敷地等解消支援
- 詳細は本ニュースの中面をご覧ください！

（6）主要生活道路12号線の線形について

- ・前回勉強会から北側（新河岸川側）の線形の一部を修正
- ・今後のスケジュール（戸別訪問による事業説明等）



岩淵町まちづくりニュース

発行：北区防災まちづくり担当課

第22号
2026年9月

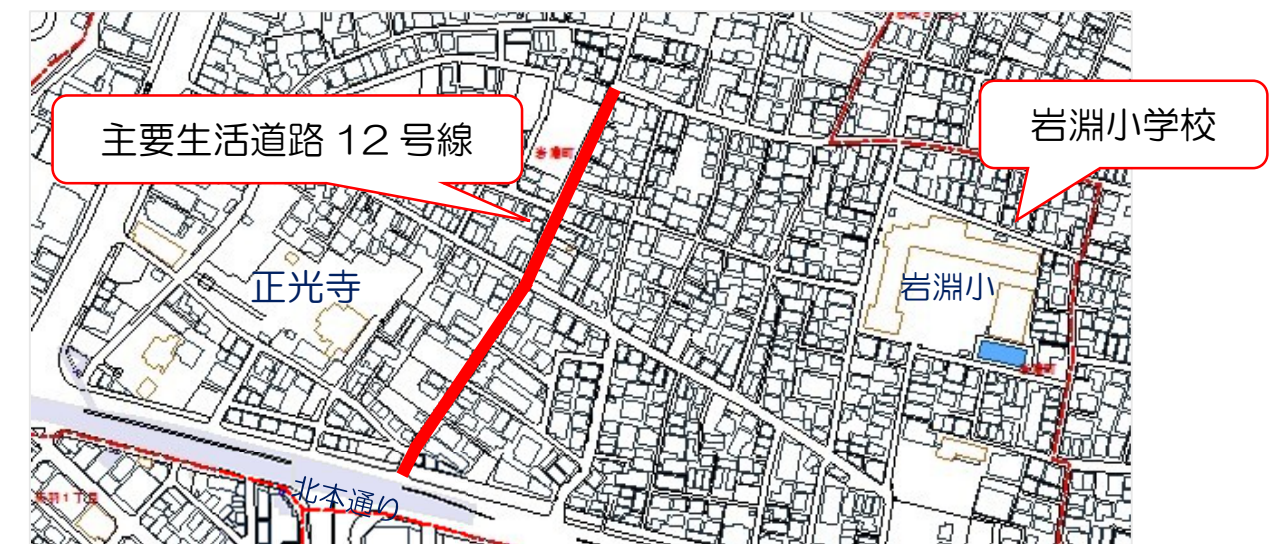
岩淵町まちづくりニュースは岩淵町でのまちづくりについて、広くお知らせするため、岩淵町のみなさまに全戸配布しています。

岩淵町まちづくり協議会 臨時総会兼第18回定例会を開催します！

岩淵町まちづくり協議会 令和8年度臨時総会兼第18回定例会を下記のとおり開催いたします。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

日時	令和8年10月8日（木）18:30～
会場	北区立岩淵小学校体育館（北区岩淵町6-6）
内容	（1）岩淵町まちづくり協議会規約の改定 （2）第4回『いわぶちまち防災オープンDAY』開催内容の決定 （3）主要生活道路12号線事業説明 等
持ち物	上履き・外靴を入れる袋・筆記用具

案内図・事業箇所



★岩淵地区のまちづくりの内容は北区のHPからもご覧いただけます。

★事務局問い合わせ先

東京都 北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 担当：齋藤、杉尾
【TEL】03-3908-9162

岩淵地区のまちづくり

検索



不燃化特区制度を令和 12 年度まで延伸及び拡充しました

東京都には木造住宅密集地域（木密地域）が広範囲で分布しており、木密地域は首都直下地震発生時に、地震火災等の大きな被害が起これると想定されています。

北区では、木密地域を「燃えない・燃え広がらないまち」へと改善を図るため、東京都から不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定を受け、これまで重点的・集中的な取り組みを進めてきました。

みなさまがお住いの地区（岩淵町 1～37 番）も不燃化特区に指定されています。

令和 8 年度、不燃化特区制度は令和 12 年度末まで延伸するとともに、助成制度の拡充をいたしました。

1. 老朽建築物の除却

老朽建築物を除却する場合に除却費等を助成します。

■助成対象となる建築物：耐用年数 2/3 を経過した老朽建築物

【参考】 法定耐用年数	木造	RC	鉄骨造
	15 年	32 年	13-23 年

■助成対象者（すべてに該当）

- ・老朽建築物の所有者またはその土地の所有者
- ・個人または中小企業者等（不動産売買または不動産貸付の業務を行う企業を除く）
- ・住民税（中小企業等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと

■助成金額（いずれか少ない額）

- ・老朽建築物の解体に実際に要した費用（消費税及び地方消費税を除く）
- ・毎年度公表される国単価に老朽建築物の対象となる床面積を乗じた額
- ・160 万円



耐用年数の 2/3 を経過
した老朽建築物
延べ床面積 60 ㎡
【例】

解体費用：300 万円（税込み）
60 ㎡×33,000 円/㎡＝198 万円
↓
限度額 160 万円

2. 建替え事業

老朽建築物の建替えを行う場合、建築設計費および工事監理費の一部を助成します。

■助成の対象となる建築物

- ★耐火建築物等又は準耐火建築物等
- ★周辺の環境に配慮した形状、色彩
- ★敷地が 65 ㎡以上※緩和条件があります
- ★当該地に定められている地区計画に適合

■助成の対象となる方

- ★5 年以内に「1.老朽建築物の除却」の除却助成を受けた者
- ★個人又は中小企業者等（不動産売買または不動産貸付の業務を行う企業を除く）
- ★新築する建築物の建築主かつ所有者
- ★住民税を滞納していない者

【1】 建築設計費・工事監理費

	戸建て	共同住宅
準耐火	80 万円	200 万円※
耐火	90 万円	450 万円※

※または設計・監理料の 2/3 のいずれか少ない額

【2】 耐火性能向上加算

※建替え後も耐火性が同等の場合、【2】の加算は受けられません。



助成金額が約 3 割
UP しました！

補助対象床面積		防火 →耐火	防火→ 準耐火	準耐火 →耐火
㎡以上～㎡未満		千円	千円	千円
50	～ 60	996	924	71
60	～ 70	1,195	1,109	86
70	～ 80	1,394	1,294	100
80	～ 90	1,593	1,479	114
90	～ 100	1,792	1,664	129
100	～ 110	1,991	1,848	143
110	～ 120	2,190	2,033	157
120	～ 130	2,389	2,218	172

※助成額表一部抜粋

継続

3. 壁面後退促進事業

地区計画で定める特定の防災道路に接する敷地において、壁面後退を行う土地に対し、面積に応じた奨励金を交付します。

4. 老朽空家対策事業

3 か月以上空家である老朽建築物を除却して、北区に土地を売却する場合、除却費用を助成します。

5. 専門家派遣支援事業

老朽建築物の建替えに関する相談に対して、弁護士・税理士・建築士等の専門家を年 5 回まで無料で派遣します。

6. 固定資産税・都市計画税の減免

不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地、および不燃化のための建替えを行った場合、税の減免制度があります。
詳しくは北都税事務所（03-3908-1176）へお問い合わせください。

NEW

7. 高齢者世帯への建替え加算助成支援

親世帯と子世帯等の多世帯が同居するための住宅を建築する場合、2. に加算して助成します。

助成金額

一律 200 万円



■助成の対象となる建築物

- ★「2. 建替え事業」の対象になる建築物等
- ★建替え後の建築物について、高齢者の居住の用に供する床面積が 20 ㎡以上であること

■助成の対象となる方

- ★「2.建替え事業」の対象となる方
- ★65 歳以上の方とその子世代が同居する世帯であること

拡充

NEW

8. 無接道敷地等解消支援

無接道敷地と接道地との敷地統合を行い、一敷地として建替えを行う場合は、敷地統合に必要な測量費、登記費用および仲介手数料等を助成します。
また、接道地上の建築物除却の場合は耐用年数が経過していなくとも助成対象となります。

■助成の対象となる建築物

- ★「2. 建替え助成」の対象となる建築物等
- ★相続又は贈与による敷地の取得ではないこと
- ★接道地にある建築物を除却すること

■助成の対象となる方

- ★「2. 建替え事業」の対象となる方
- ★助成の対象となる無接道敷地又は接道地を所有し、無接道敷地と接道地との敷地統合を行う者

助成金額

限度額 200 万円

